

エコマーク料金制度等の一部見直しについて

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. はじめに～現行中期活動計画下でのエコマーク事業について～

現在のエコマーク事業は、平成19年度～平成23年度を対象とする中期活動計画および中間年にあたる平成21年度に実施したアクション・パネルの提言に基づいて運営している。認定商品数は、平成20年1月発覚の環境偽装前に4,900近くに至ったが、環境偽装に対応したことで同年6月には約4,200まで減少した。その後は増加基調が継続して、平成23年8月末時点では5,033となっている。また、平成19年度から現在までの間、商品類型は新たに11類型を制定し、10類型を改定した。

一方、収入面では、平成17年度に導入された現行料金制度と前述の環境偽装を直接の原因として、大幅な減収に至っているが（下図）、厳しい財政状況の中、種々の取り組みを行ってきた。

- ・平成19年度：基本方針「消費者に身近な商品類型の選定」を確認、基準策定プロセスに一般消費者の声を反映、基準策定委員会の委員候補を公募。環境偽装発覚後は環境偽装対応。
- ・平成20年度：環境偽装対応と環境偽装再発防止の仕組みづくり
- ・平成21年度：アクション・パネルでの中期活動計画見直し、20周年記念事業の実施（20年史の作成、GEN年次総会の神戸開催、記念講演会の開催）、委員会体制の再編成
- ・平成22年度：表彰制度の創設、表示方法の改善による認定商品等へのマーク表示の促進、消費者が理解し易いように環境評価項目を整理統合
- ・平成23年度：偽造防止技術を導入し意匠性を高めた認定証への仕様変更、マークの露出向上を狙いとした自治体等でのシンボルマーク使用の柔軟化。さらに、認定取得企業で名刺等への表示いただける「エコマークライセンスフォルダー」ロゴを検討中

このように、委員会体制の強化、普及面での取り組み強化その他において、一定の成果を上げた。しかし、これらの多くは、優先順位を吟味して実施案件を十分に絞り込み、事務局内プロジェクト方式で要員を確保する等、「出来る範囲」で進めてきたのが実情である。

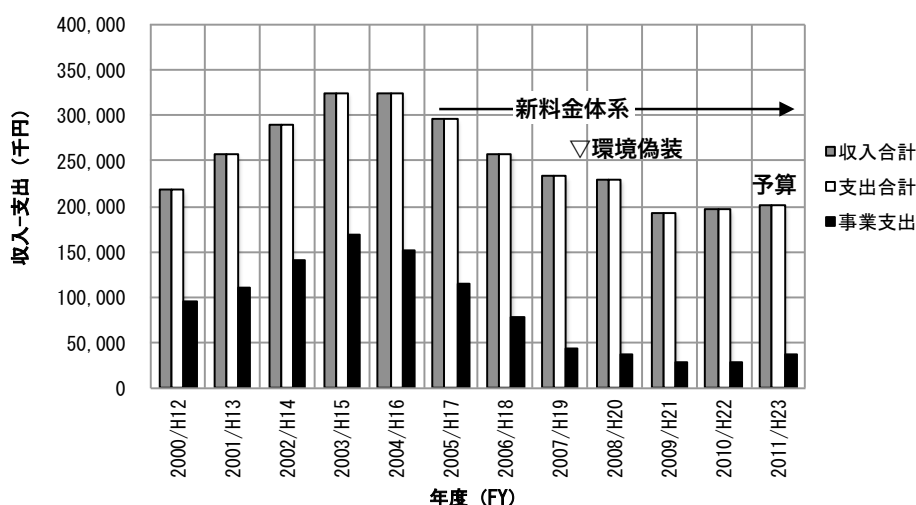


図1 収入合計、支出合計、事業支出の推移（H23年度は予算。その他は決算）

2. 現在の料金制度

エコマークの事業収入は使用料と審査料から構成され、前者が9割以上を占めている。

2.1 使用料について

- ①平成17年/2005年4月、現在の料金体系に移行
- ②小売単価に応じた使用料金の体系からエコマーク商品売上高に応じた体系に移行
- ③使用料は、「エコマーク使用規定」の別表に規定され、
上限100万円、下限1万円、その間の使用料は売上高の一次関数として表現
- ④「エコマーク商品認定証」の発行は使用料に含まれる（日本語版を1回発行）。

2.2 審査料について

- ①2万円（「既認定商品に対する追加申込、変更申込」に対しては無料に対応）
- ②平成15年/2003年10月新規導入

3. 料金制度の問題点および減収下での事業運営の問題点

3.1 料金制度の問題点

①「使用料」の現行制度への移行から丸6年が経過し、7年目に入っている。制度変更に伴う問題点の整理と解決策について検討する必要がある。

→事前検討の期間を経て、「料金制度等見直し」プロジェクトチームを本年6月スタート。

②サービス系商品類型が存在しなかったことが理由で、サービス系の商品類型に対する料金メニューが未整備。現在公開中の新規商品類型「小売店舗」が制定になると、直ちに認定申込者に対して提示する必要がある。

→事務局で新規商品類型「小売店舗」用の料金を検討中。

3.2 減収下での事業運営の問題点

1) 現行の料金制度の導入を契機とした収入の縮小に加え、平成20年1月発覚の環境偽装によるさらなる収入の縮小により、著しい減収状況は長期化、固定化している。

エコマーク事業支出は、認定事業費、普及啓発費、調査研究費、国際協力費の四つの費目で構成されているが、そのすべてで支出を抑制し収支を極力均衡させてきた。特に削減額の大きいのが、認定事業費と普及啓発費である。また、基準策定要員の補充も行わず、人件費も抑制してきた。

2) 認定事業については、①新規商品類型の開拓の取り組みと②認定基準の改定の進捗に大幅な制約を受けている。

新規商品類型を設定し、その認定基準を策定することは、商品の環境配慮のあり方や環境性能のレベルのあり方を、事業者・消費者に商品分野毎に具体的に発信する重要な役割を有している。また、エコマークの戦略として、かねてサービス系新規商品類型の開拓に注力したいとしてきたところである。しかるに、これらに対して、対応マンパワーが不足している状況が続いている。

また、現在の認定基準の有効期限から逆算すると、来年度から4年間で48認定基準を見直し、かつ必要に応じて改定を行う必要がある。かなり膨大な作業が発生する。

3) エコマークの意義を幅広く、かつより深く理解していただくためには普及啓発が重要であるにもかかわらず、昨年度平成 22 年度は 910 万円の支出にとどまった。

4) エコマークの信頼性の確保のために、①認定審査時の現地確認、認定取得後の②現地監査および③市場上で独自にエコマーク商品を購入して行う基準適合試験調査等の実施体制に関して、さらに強化を図る必要がある。

4. 料金制度等の一部見直しの検討状況

「料金制度等見直し」プロジェクトチームの検討状況を、現行の料金体系からの変更点として整理した。

4.1 現行の料金体系からの変更点

注：表中の金額は、消費税を含まない。

| 項目 | 摘要 | 変更 |
|------------|--|----|
| 1) 審査料 | (現行) 2 万円/1 認定審査→従来通り | 無 |
| 2) 使用料 | | |
| ①使用料の算定の対象 | (現行) エコマーク認定商品の売上高を対象に算出→従来通り | 無 |
| ②売上高の報告方法 | (現行)「実績 (または推定) 報告書」と「確定報告書」 →「実績 (または推定) 報告書」と「確定報告書」を統合するなど、 報告方法と内容を大幅に単純化 (⇒認定商品に係る売上高管理の日常的な事務負担と売上高推定等の申込時の負担を軽減)。 | 有 |
| ③使用料 (金額) | | |
| ・使用料の下限 | (現行) 売上高 1000 万円以下 : 1 万円 →下限 1 万円は変更せず。対応する売上高の範囲について検討中。 | - |
| ・使用料の上限 | (現行) 100 万円 →上限撤廃か、上限を定めた場合はどの程度の金額が妥当かについて検討中。 | - |
| ・下限と上限の間 | 現状の「売上高-使用料」の直線関係に配慮して、売上高に対して使用料を階段状に設定することとして、検討中。 | - |
| ④使用料の提示方法 | (現行) 下限と上限の間の使用料は、売上高の一次関数として掲出 →使用料は表形式で掲出 (⇒計算を不要にした)。 | 有 |
| ⑤使用料の支払い方法 | (現行) 全認定商品を対象に 1 年分を一括払い→従来通り | 無 |
| ⑥マーク使用契約期間 | (現行) 1 年間→従来通り | 無 |
| ⑦商品認定の有効期限 | (現行) 契約の継続を前提として、認定基準の有効期限で決まる →従来通り | 無 |
| ⑧契約書 | (現行)「エコマーク使用契約書」(商品認定単位で締結。申込-認定の都度締結)、「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」(最初の商品認定時に締結) →新しい契約書で一本化。認定毎の締結を不要にする (⇒社内決裁の事務負担を軽減) | 有 |

4.2 今後のスケジュール (案)

- ①平成 23 年 10 月：原案を策定。関連団体等と調整する。
- ②平成 23 年 12 月：「料金制度等の一部見直し」の内容詳細を公表。
- ③平成 23 年 12 月以降：説明会を開催 (東京、大阪で複数回)
- ④平成 24 年度 4 月：4 月以降開始分の契約から新料金を適用
- ④平成 24 年 4 月から 6 月：既契約企業に対して、平成 24 年 4 月から 6 月末を目途に移行を依頼。

5. サービス系商品類型の審査料・使用料の整備

5.1 新規商品類型の現状

エコマーク商品類型 No. 501 「小売店舗」

～2011年（H23年）9月15日公開

2011年（H23年）11月制定予定、それ以降認定申込を受付

5.2 審査料・使用料の整備

新規商品類型「小売店舗」用の料金を、設定する必要がある。

1) 前提となる認定の区分・単位：店舗単位で認定

2) 審査料

①主な考慮すべき特徴（従来の商品類型との差異）

- ・店舗毎に現地確認を実施する。
- ・審査項目・内容、審査方法が、従来の「商品」を対象とした認定審査と異なる。
→現行の2万円/商品とは異なった金額設定。

②審査料の設定

- ・認定対象となる店舗面積で、二水準の審査料を設定する。

3) 使用料

①主な考慮すべき特徴（従来の商品類型との差異）

- ・現行の使用料は認定商品の売上高比例としているが、サービスにはなじまない。
→従来とは異なった使用料の設定方法になる。
- ・エコマーク認定から1年後以降のエコマーク認定期間中は、原則として1年毎に「消費者モニター」による店舗モニタリングを実施。
→モニタリング費用を含む。

②使用料の設定

- ・認定対象となる店舗面積で、二水準の審査料を設定する。

5.3 適用予定

1) エコマーク商品類型 No. 501 「小売店舗」（平成23年9月27日現在公開中）に対して適用

2) 平成23年10月HP上で詳細を公表。

5.4 今後のサービス系商品類型の料金について

今後サービス系商品類型については、商品類型の特徴に配慮するため、商品類型毎に料金を設定する予定である。

以上